

<はじめに>

社会福祉法第107条に位置づけられている市町村地域福祉計画について、第3期地域福祉計画の策定を進めています。

地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、**地域生活課題**を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

(※) 地域生活課題とは・・・

「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」

<野洲市の状況>

野洲市では、上記の課題を抱えるような市民を、市民生活相談課が所管する野洲市くらし支えあい条例で「生活困窮者等」と定義づけ、全市で支援に取り組んでいます。

そのため、本計画では「生活困窮者等への支援」をベースに計画を策定していきます。

○野洲市くらし支えあい条例(平成28年6月24日条例第20号)

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、次項に定めるもののほか、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(4) 生活困窮者等 経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題を抱える市民をいう。

(基本理念)

第3条 この条例の目的を達成するための施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

(2) 生活困窮者等に対しては、その者の生活上の諸課題の解決及び生活再建に資するよう、総合的に支援すること。

第3章 生活困窮者等への支援等

(生活困窮者等の発見)

第23条 市は、その組織及び機能の全てを挙げて、生活困窮者等の発見に努めるものとする。

(支援の方法)

第24条 市は、生活困窮者等を発見したときは、その者の生活上の諸課題の解決及び生活再建を図るため、その者又は他の者からの相談に応じ、これらの者に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

2 市は、生活困窮者等のために法第8条第2項各号に掲げる事務を行うに当たって必要があると認めるときは、生活上の諸課題の解決も図るものとする。

<社会福祉法の改正とこれまでの野洲市の地域福祉計画>

第3期地域福祉計画には、社会福祉法の改正により、

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（上位計画としての位置づけ）←追加
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）←追加

の5つを含むものとされています。（詳細は後半資料「盛り込むべき事項」参照）

その中でも、①の工には生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

⑤のウについては現在市民生活相談課で実施している「多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の3第1項第3号関係）」について盛り込むこととなっています。

これまでの計画でも②～④の内容は盛り込んでいることから、第3期計画の策定については、これまで取り組んできた内容についてはこれまでの取組みを評価・整理を行い、①および⑤について特に議論をしていくこととします。

第1期（H19～H25）	第2期（H26～H32）	第3期（R3～）
基本理念 「人がともに支えあい 安心して暮らせるまち やす」		
基本目標Ⅰ：地域で支え合い活動の推進 ～地域福祉活動への市民参加～		④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
基本目標Ⅱ：地域で安心したサービスの利用促進 ～地域生活を支える仕組みづくり～		②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
基本目標Ⅲ：地域と連携した福祉活動の推進 ～地域福祉を育てる支援活動～		③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
		①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
		⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）
		⑥ その他

※今回の改正で盛り込む必要のある事項（備忘録）

- ・「成年後見制度」「消費生活」等分野横断的な内容
- ・「生活保護制度」前回記載なし
- ・「再犯防止」「子どもの貧困対策」「子ども・若者」等計画が未設置

＜地域福祉計画の策定年数等について＞

総合計画の構想に合わせることから地域福祉計画も10年後を見据えた計画とします。

また、総合計画の基本計画、実施計画に合わせ、地域福祉計画を10年（5年+5年）、地域福祉活動計画（3年）を一体的に策定します。

一体的に策定することから、地域福祉計画及び地域福祉活動計画を合わせた別の総称を検討します。

平成18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	平成31年 令和元年	令和2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	
2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
第1次総合計画(前期計画) (平成19～23年度)					第1次総合計画(後期計画) (平成24～令和2年度)										第2次総合計画(前期計画) (令和3～7年)			第2次総合計画(後期計画) (令和8～12年)							
															※実施計画は3年										
第1期地域福祉計画 (平成19～25年度)					第2期地域福祉計画 (平成26～令和2年度)					第3期地域福祉計画 前期 (令和3～5年度)					第3期地域福祉計画 後期 (令和8～12年度)										
					第1期地域福祉活動計画 (平成22～26年度)					第2期地域福祉活動計画 (平成27～令和2年度)					第3期地域福祉 活動計画(前期) (令和3～5年度)		第3期地域福祉 活動計画(中期) (令和6～8年度)		第3期地域福祉 活動計画(後期) (令和9～12年度)						
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 (第3期)		高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 (第4期)		高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 (第5期)		高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 (第6期)		高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 (第7期)																	
障がい者福祉計画 (平成19～23年度)				改訂		障がい者基本計画 (平成25～令和2年度)																			
第1期 障がい福祉計画		第2期 障がい福祉計画		第3期 障がい福祉計画		第4期 障がい福祉計画		第5期 障がい福祉計画																	
次世代育成支援行動計画 (前期)			次世代育成支援行動計画 (後期)			第一期子ども・子育て支援事業計画 (平成27年～31年度)			第二期子ども・子育て支援事業計画 (令和2年～6年度)																
ほほえみやす21健康プラン(第1次) (平成20～29年)										ほほえみやす21健康プラン(第2次) (平成30～令和9年)															
															いのち支える野洲市自殺対策計画 (平成31～令和5年)										
平成18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	平成31年 令和元年	令和2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	
2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	

※生活困窮者等への支援と地域福祉計画の関係について

各分野・制度等横断的な支援が求められる生活困窮者等への支援について、現在、条例で位置づけはあるものの具体的な計画等はありません。

しかし、既に市民生活相談課を中心に市全体で実施している状況から、断らない相談支援の実現に向けて、本福祉計画内で市としての生活困窮者等への支援方針を明確化します。

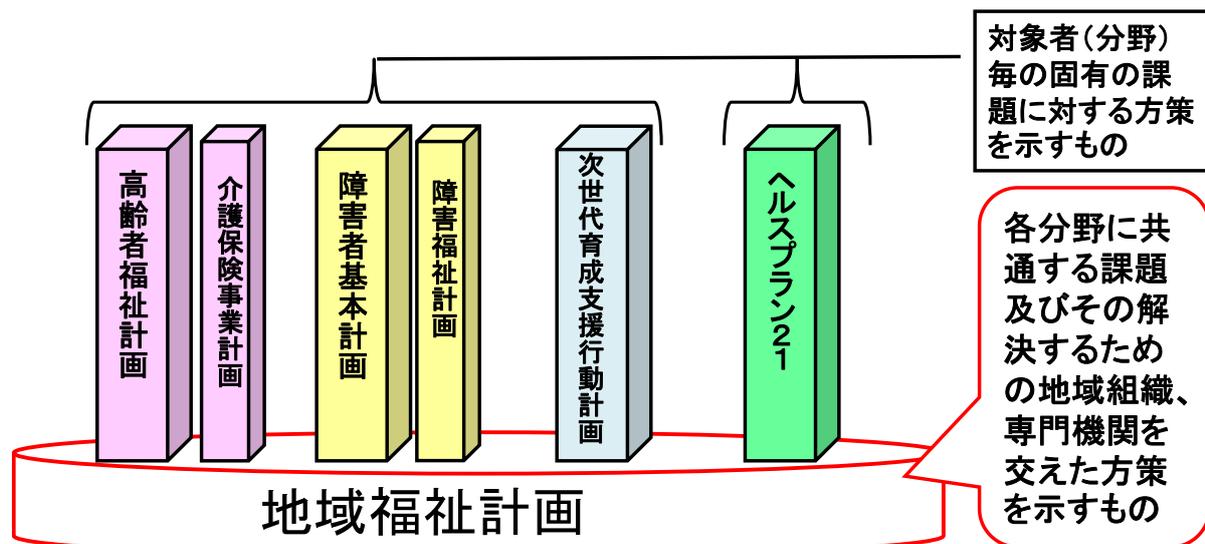
※キーワードは「おたがいさま」と「少しのおせっかい」

支援が届きにくい人へいかにして支援を届けるのかを考える

地域で「おたがいさま」と「少しのおせっかい」ができるような関係性を構築することを広げる
市は安心して活動してもらえる体制を整える

<地域福祉計画と他の計画との関係性>

出典：原田正樹先生



※高齢、障がい、児童等に関する計画について

地域福祉計画は、保健・福祉分野の対象者(分野)毎の課題など固有の施策ではなく、対象者(分野)が共通する課題を解決するための地域組織、専門機関を交えた総合的な福祉の方策を示すものです。⇒ 全市民のための計画

各計画に共通する部分について上位計画として地域福祉計画を位置づけるとなっておりますが、各計画の基礎となる共通部分を共有化(共通基盤)し、方針等を策定することとし、具体的な取組み等は各計画内で対応することとします。その場合の地域福祉計画の進捗は各計画の進捗の報告を受けることで対応する予定です。将来的には共通部分については地域福祉計画内で対応することとし、市全体の計画にかかる業務のスリム化を目指します。

また、地域共生社会の実現に向けて、どのような包括的支援体制を構築するのかを本計画で位置づけることから、考える単位である層の広さを共通化します。

<計画策定の基本方針>

以上のことから、第3期野洲市地域福祉計画については、以下の考え方で進めます

- ① 地域福祉計画 = 地域生活課題の把握・解決 = (生活困窮者等への支援)
- ② これまでの計画で取り組んできた内容を整理し、個別計画のある取組は各課の計画で対応
- ③ 今回の計画で追加された内容に注力し、新たな取組を生み出す
- ④ 市の計画ではなく、住民の計画

⇒想定される課題：

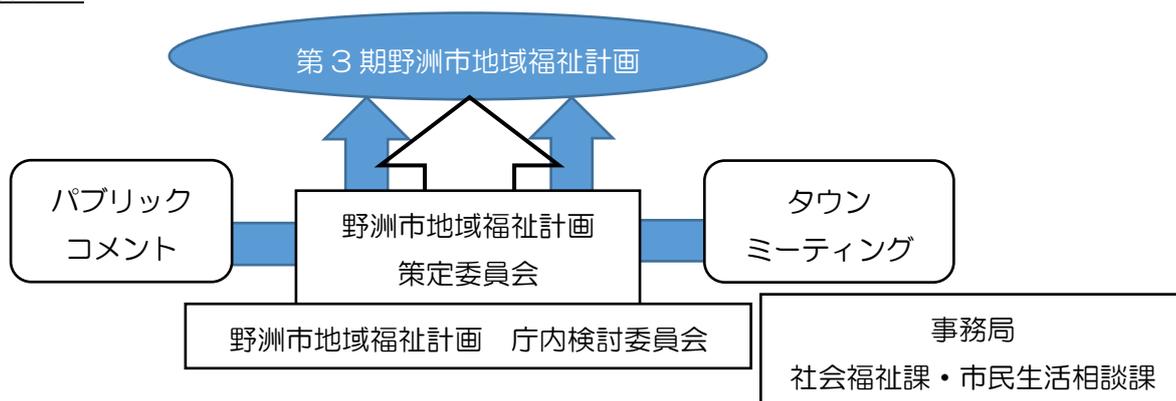
- ア、生活困窮者等への支援が経済的困窮以外を含めた市民への支援であることの理解が難しい
⇒まずは庁内の理解を深め、共通理解を図る。
- イ、市が勝手に作った計画と思われる。
⇒一般公募委員、タウンミーティング等を行い、策定委員会も公開で行う。
- ウ、計画をつくる事がゴールになる。
⇒執行管理が容易になるよう各計画がある分野においては各計画で詳細な執行管理を行う。

<おおまかなスケジュール>

令和元年10月	11月	12月	令和2年1月	2月	3月
部内協議ほか	庁内 検討委員会	庁内 研修会	公開研修会 策定委員会	素案の作成 庁内検討委員会	
令和2年4月	5月	6月	7月	8月	9月
策定委員会					策定委員会
← タ ウ ン ミ ー テ ィ ン グ ・ 団 体 聴 取 →					
令和2年10月	11月	12月	令和3年1月	2月	3月
		策定委員会 パブリックコメント			公表

※策定委員会は4回。
住民参加の観点からタウン
ミーティング等を令和2年度
上半期に実施。

<計画策定の体制>



※市民からの意見聴取 (ほか団体聴取も検討)

インターネットからの問い合わせ機能やタウンミーティングを行い、

- ①街のいいところ、②困っているところ、③10年後どんな街になってほしいか、④それに向けて自分ができることなどを聞き取り、アンケートに変えて意見聴取を行う



第3期地域福祉計画本書 目次イメージ

第1章 計画策定にあたって

- 1.計画策定の背景
- 2.計画の位置づけ
- 3.計画の期間
- 4.計画策定の体制

第2章 野洲市の地域特性

- 1.野洲市の概況
- 2.野洲市の現状
- 3.タウンミーティング等から見た現状と課題

第3章 計画の基本理念と基本目標

- 1.計画の基本的な考え方
- 2.基本理念
- 3.計画の基本指針

第4章 地域共生社会の実現に向けた取組の展開

- 1.基本目標1「〇〇〇」
- 2.基本目標2「〇〇〇」
- 3.基本目標3「〇〇〇」
- 4.基本目標4「〇〇〇」
- 5.基本目標5「〇〇〇」

第5章 計画の推進体制

- 1.計画の推進に向けて
- 2.進行管理体制

資料編

全体で30～50ページ程度を想定

第3期野洲市地域福祉計画策定委員名簿（令和2年1月27日時点）

※順不同、敬称略。◎は委員長、○は副委員長。

	区分	所属	氏名
1	(1)学識経験者	京都ノートルダム女子大学(准教授)	酒井 久美子
2	(2)関係団体 (住民)	野洲市自治連合会	武浪 勤治
3	(2)関係団体 (福祉団体)	野洲市社会福祉協議会	立入 幸基
4	(2)関係団体 (地域)	野洲市民生委員児童委員協議会	辻 幹雄
5	(2)関係団体 (刑余者)	守山保護区野洲保護司会	田中 修
6	(2)関係団体 (こども)	児童関係 (子ども子育て支援事業計画他より)	山口 桂子
7	(2)関係団体 (高齢)	高齢者関係 (高齢者保健福祉計画他より)	田中 陽子
8	(2)関係団体 (障がい)	障がい関係 (障がい福祉計画他より)	浅田 邦保
9	(2)関係団体 (健康)	野洲市健康推進連絡協議会	政本 幸三
10	(2)関係団体 (地域活動団体)	野洲市社会教育委員	水島 左知子
11	(2)関係団体 (教育)	教育委員	荒川 眞知子
12	(4)一般公募	公募委員	石原 繁樹
13	(4)一般公募	公募委員	南 章子
14	(3)行政関係職員	野洲市市民部長	田中 千晴
15	(3)行政関係職員	野洲市健康福祉部長	高橋 謙二

(事務局：野洲市健康福祉部社会福祉課、市民部市民生活相談課)

<委員の構成> ※野洲市附属機関設置条例により15人以内

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する団体を代表する者
- (3) 関係する行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

<委員の任期>

令和2年1月1日 ～ 令和3年3月31日

第3期野洲市地域福祉計画庁内検討委員会 メンバー

R1.12.3 現在

所属等		氏名	備考
健康福祉部	部長	高橋 謙二	(委員長)
	政策監	赤坂 悦男	(副委員長)
	次長	田中 源吾	(副委員長)
	次長	田中 英子	(副委員長)
	社会福祉課	課長	角 泰広
	障がい者自立支援課/ 地域生活支援室	課長	山本 善亮
	発達支援センター	課長	田中 達男
	こども課	課長	井狩 昭彦
	子育て家庭支援課	課長	武内 佳代子
	家庭児童相談室	室長	木下 英幸
	保険年金課	課長	西村 一嘉
	高齢福祉課	課長	駒井 文昭
	地域包括支援センター	センター長	清水 めぐみ
	健康推進課	課長	北出 綾子
	子育て支援センター	センター長	山本 純子
市民部	市民生活相談課	課長	※市民部長宛推薦
	協働推進課	主席参事	
外部	社会福祉協議会	事務局次長	水谷 威彦
		地域福祉課 課長補佐	木村 恵理
		地域福祉課 専門員	富田 由紀子
			関係機関として

庶務：社会福祉課 宇都宮

<経過と今後のスケジュール>

地域福祉計画策定スケジュール

時 期	内 容
令和元年 9月30日	※以前は社協との協議等実施 <ul style="list-style-type: none"> ・打合せ（1回目） 社会福祉協議会及び酒井先生との打ち合わせ 地域福祉計画活動計画（社会福祉協議会）との調整
10月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・部次長協議 明日の市長レクの確認 ⇒市長レク流れ
7日	<ul style="list-style-type: none"> ・部内会議 第3期地域福祉計画の策定に向けた進め方提示
9日	<ul style="list-style-type: none"> ・市長レク 方向性や進め方について了承
25日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活市長レク 研修会等について確認
11月3日（日）	<ul style="list-style-type: none"> ・原田先生よりアドバイス 計画年数、計画の在り方等
18日午前	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せ（2回目） 社会福祉協議会及び酒井先生との打ち合わせ 地域福祉計画活動計画（社会福祉協議会）との調整
18日午後	<ul style="list-style-type: none"> ・部内会議 庁内検討委員会の開催について
25日	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内検討委員会（1回目） <ul style="list-style-type: none"> ・第3期地域福祉計画の方向性の意見を求める ・策定委員の選出について協力依頼
25日～	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画 HP 開設（アンケート開始） ・地域福祉計画策定委員の一般公募委員の募集 (R1.11.25～R1.12.20) ・市広報、HP、自立支援協議会等でお知らせ
12月16日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・内部研修会・内部協議の実施 講師 日本福祉大学 原田正樹教授（副学長） 対象 市民生活総合支援推進委員会委員、 地域福祉計画庁内検討委員、社会福祉協議会、酒井先生

時 期	内 容
令和2年 1月20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・公開研修会の実施 <ul style="list-style-type: none"> 講師 日本福祉大学 原田正樹教授（副学長） 内容 「新たな時代に対応した地域の福祉を進めるために」 ～地域生活課題の考え方～ 対象 市民生活総合支援推進委員会委員、 地域福祉計画庁内検討委員、自治会長、 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、酒井先生
1月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員会（1回目） <ul style="list-style-type: none"> 第3期地域福祉計画の概要 策定委員会の役割とタウンミーティング等
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内検討委員会（2回目） <ul style="list-style-type: none"> 第2期計画の平成31年度の評価 次年度の地域福祉計画の取り組み
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルティング業者の選定・契約
4月～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・タウンミーティング・団体聴取 <ul style="list-style-type: none"> 中学校区単位や民生委員等関係団体の聴取を実施
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員会（2回目） <ul style="list-style-type: none"> 第2期地域福祉計画の評価等 タウンミーティングの進捗
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員会（3回目） <ul style="list-style-type: none"> タウンミーティングでの意見整理について おおよその案の確定
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員会（4回目） <ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントに向けた計画案の確定 今後の地域福祉計画と活動計画の進捗管理について
12月～1月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期地域福祉計画策定校了、パブリックコメントを実施
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・策定完了、印刷、公表

第3期 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項 (H29.12.12 ガイドラインより)

市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に盛り込むべき事項として、法的に

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。⇒必ずしもすべての項目を盛り込む必要はないとの通知あり。

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進

- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- エ 利用者の権利擁護
- オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

- 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現
 - ・ 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
 - ・ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

- ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ウ 地域福祉を推進する人材の養成

⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

「第二 市町村における包括的な支援体制の整備について」を参考にする。

- ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の3第1項第1号関係）（1の(1)の④と一体的に策定して差し支えない。）
- イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106条の3第1項第2号関係）
- ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の3第1項第3号関係）

⑥ その他

- 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

タウンミーティング及び団体聴取の方法等について

目的：市民アンケートが実施できないことから、直接市民等から意見を聴取する機会を確保するため

日時等：令和2年4月～9月 最低3回（実施できるだけ実施）

場所：市内コミセン、やすまる広場等

対象：市民及び、関係団体

市民は中学校区単位等を想定。

関係団体は自治会、民生委員・児童委員、保護司、保育園・幼稚園、小中学校、高齢者施設、障がい関係施設、健康推進員、社会教育委員、教育委員、ほか

スタッフ：策定委員、社会福祉協議会、庁内検討委員会 ほか

手法：本経計画策定のために招集するのではなく、もともとの集まりの時間を活用させてもらう。
社会の4つの窓を活用し、意見を集める。

物品：模造紙、付箋、マジック

※例：11：00～12：00の場合

時間	内容	備考
10：50	会場準備	3～5人のグループ。各グループに模造紙、付箋等を準備 机は島でいくつか スタッフがファシリテーターとして配置 できればお茶等準備（予算なし）
11：00	地域福祉計画の説明 及び社会の4つの窓の説明	地域福祉計画の説明は端的に
11：10	各テーマ（10分×4）について 記入・グループディスカッション	
11：50	グループ発表	取り上げる付箋を選択
12：00	まとめ・終了	模造紙をそのまま回収

社会の4つの窓のテーマ	
①野洲市のいいところは？	③10年後の野洲市は どうなっている？
②生活している中で 困ったことは？	④10年後の野洲市の ために私ができることは？

※このやり方に限らず、意見聴取が可能な集まりがあれば積極的に参加し、参加者からの意見を
集め、インターネットからの回答等へ誘導することも検討する。

